

TPP交渉の分野及び内容

<p>(1) 物品市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p> <p>繊維及び繊維製品については、個別の章又は節等を設ける方向で調整中。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>		<p>(3) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	
<p>(6) 貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策・国有企業</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める競争政策の規律と、国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律からなっている。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>	
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>		
<p>(11) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信サービス</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>							
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 法的・制度的事項 (①前文、②冒頭・一般的定義、③透明性・腐敗防止、④例外、⑤運用・制度、⑥最終規定) 協定の実施・運用等に関するルールや、例外規定など協定全体に関わる事項等を定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>		<p>(20) 協力・キャパシティビルディング</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>		<p>(21) 分野横断的事項 (①規制の整合性、②中小企業、③競争力・ビジネス円滑化、④開発) 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>	